

広報

2024 (令和6年) 2月

発行 西置賜行政組合消防本部

消防にしおきたま 43号



北の大地での挑戦

「ほふく救出」西置賜チーム全国大会出場

第51回 全国消防救助技術大会in札幌

TOP OF RESCUE

置賜地域の119番通報一本化！ 来年度 置賜地域消防通信指令センター運用開始

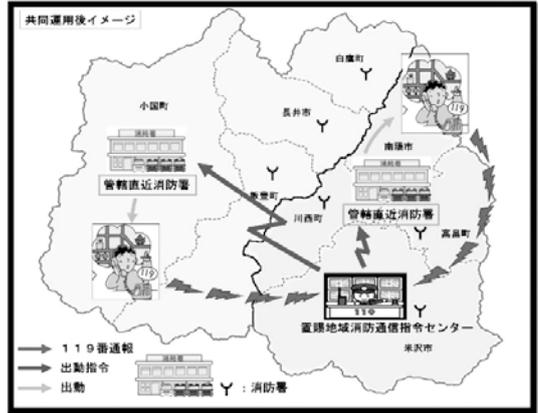
現在、置賜地域には西置賜行政組合消防本部と置賜広域事務組合消防本部の2つがあり、119番通報をそれぞれ受信しています。

**令和6年2月下旬から仮運用を開始し
4月1日の正式運用となります。**

これにより、置賜地域のどこから119番通報をしても、置賜地域消防通信指令センターに繋がります。

共同運用のQ&A

3市5町119番通報 → 置賜地域消防通信指令センター受信
→ 出動指令 → 管轄直近消防署から出動 → 災害現場



現在、西置賜地域（長井市、小国町、白鷹町、飯豊町）から119番通報すると、長井市にある西置賜行政組合消防本部で受信しています。共同運用開始後は、置賜全域の119番通報は、米沢市にある置賜地域消防通信指令センターで受信することになります。

※119番通報の方法は、今までと変わらず、市外局番なしで「119」とダイヤルするだけです。

119番通報の方法

- ①「119」とダイヤルする。
 - ②「火災」「救急」「交通事故」など、どのようなことが起きているのか伝えてください。
 - ③消防車・救急車などが向かう場所（住所）を伝えてください。
 - ④どのようなことが起きているのか詳細を伝えてください。
- ※聞き取りの内容は、通信員から質問しますので慌てずに答えてください。

Q① 119番の受信する範囲が広がるので、場所がわからずに、救急車などの到着が遅くなるのでは？

A① 西消防本部の職員が、現在の体制と同じように勤務しますので、地理的な不安はありません。また、119番通報すると、どこから通報したか電話会社から通知がくるシステムとなっています。

Q② 場所がわかりそうだから、近くの消防署に直接電話した方が早そうなのだけども？

A② A①でもお答えしましたが、電話会社から、どこから通報したのか通知がくるので、その情報を基に地図情報を引き出すことができます。そのため、119番通報した方が場所の選定は早くなります。

消防テレホンサービスの電話番号が変わりました。

**消防テレホンサービス
050-1807-3990**

火災等の災害が発生した際に、テレホンサービスにより災害情報を提供しておりますが、令和5年6月に、電話番号が変更となりました。

なお、この番号は、指令センター共同運用後も、そのままご利用いただけます。

「問い合わせ先」
西置賜行政組合消防本部 通信指令室
電話：0238-88-1211

「ほふく救出」全国消防救助技術大会出場

令和5年6月28日（水）鶴岡市消防本部を会場に行われた山形県救助技術指導会に出場した「ほふく救出チーム」は、訓練を重ねたライバル11チームが出場する中、見事1位通過を果たし、全国消防救助技術大会への切符を手に入れました。

そして、令和5年8月25日（金）北海道札幌市で行われた全国消防救助技術大会に山形県代表として出場してきました。

ほふく救出訓練とは、災害により発生した倒壊建物等の狭隘空間に要救助者が取り残されていることを想定し、安全な場所まで救出して行く訓練です。



丸川丞副士長 長岡東利消防士 吉村昂訓副士長

全国大会では、全国の壁は厚く、惜しくも上位入賞は叶いませんでした。しかし、山形県代表、西置賜代表として出場した選手達は、これまでの訓練成果を十分に発揮し頑張ってくれました。



日頃の訓練の様子



消防士の一日を見てみよう。

火消しだけじゃない！消防士の仕事

消防士には日勤の職員と隔日勤務「24時間勤務」の職員がいます。今回は、隔日勤務の職員について紹介していきます。

火災をはじめとする災害等はいつ起こるか予測できず、消防士は、災害等があれば24時間いつでも出勤しなければいけません。そのため「24時間勤務」と「非番」を繰り返しながら交替で勤務しています。24時間勤務とは言っても、休憩時間や仮眠時間がありますが、災害が発生すればすぐに出勤します。

消防士の一日は、8時30分の勤務交替から、次の日の8時30分まで続きます。みなさんは、消防士の仕事で災害出勤以外にどのような仕事かと思いきや、消防士の一日を見ていきましよう。



【勤務交替】

前日勤務の職員と交替します。
交替勤務では朝8:30から翌日の8:30まで24時間勤務します。

【資器材点検】

勤務交替後は、いつ災害が起きても問題なく資器材が使えるように毎日点検しています。

【訓練】

どのような災害が起きても対応できるように火災・救助・救急等の訓練を行います。

【救急訓練】

救急隊は3名で活動しています。1秒も無駄にできない現場ではチームワークが重要なため、日々訓練を重ねています。

【立入検査】

管内の各事業所へ直接出向き、消火器や誘導灯等の消防設備や避難口の管理などについて検査を実施しています。

【食事】

自分たちで料理して食べる時もあります。
【消防うどん】は、食事中の出勤に備え、麺とスープを分けるなど工夫しています。
※レシピ公開!!



8時30分
・勤務交替
・車両点検
・資器材点検



9時00分
・ミーティング
・訓練、事務、査察等



12時00分
休憩（昼食）



13時00分
・訓練、事務、査察等



17時00分
・車両点検
・体力錬成



18時00分
休憩（夕食）



19時00分
・ミーティング
・事務、研修等



22時00分
仮眠



5時00分
・事務、研修等
・庁舎清掃



8時30分
・勤務交替

【消防うどん】レシピ



【材料・5人分】

乾うどん.....750g
豚バラ.....200g
ニラ.....1束
玉ねぎ.....1個
さつまいも揚げ.....1パック
醤油.....適量
料理酒.....適量
にんにく.....適量



FEMALE FIREFIGHTER
女性消防士活躍中！
私と一緒に働きませんか？



現在、西置賜行政組合では3名の女性消防士が活躍しています。
女性でも働きやすい環境を整えておりますので、一緒に仕事をしてみませんか。
※女性消防士の活躍を特集しています。詳しくはQRコードからご覧ください！





火災から命を守る



火災による死者をなくすために、皆様にできること！

火災はちょっとした気の緩みからも発生します。
ご家庭内のコンロやコンセントなど、火災の危険がないか確認し、火の取扱いには十分注意しましょう。
火災が発生してもすぐに逃げられるように、住宅用火災警報器を設置しましょう。連動型がおすすめです。
皆様の大切な命・財産が失われないよう日頃から火災予防に努めましょう。

～火災予防のQ&A～

Q：住宅火災での出火原因は？



住宅火災の出火原因は、「たばこ」、「たき火」、「ガスコンロ」、「電気機器や配線」、「ストーブ」、「放火」などが多くなっています。火の不始末といった人間の過失や悪意などによって引き起こされている火災です。
住宅火災の件数は減少傾向にありますが、火災による死者数は、ほぼ横ばいです。火災による死者は、**逃げ遅れが最も多く、全体の約6割**を占めています。



Q：住宅火災で早く逃げるにはどうするの？



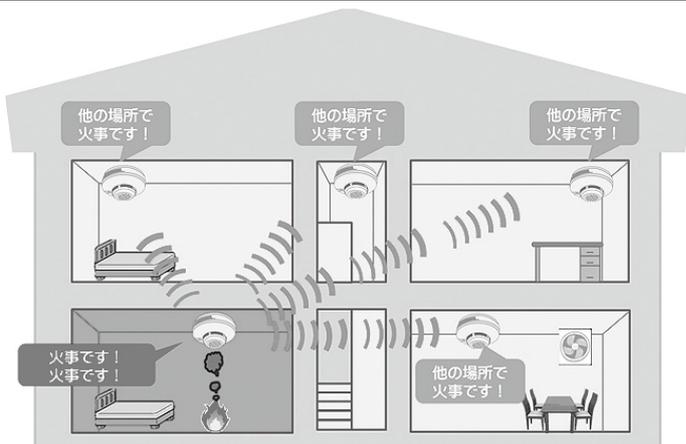
就寝中や他の部屋で火災が発生した場合、気付くのが遅れて逃げ遅れてしまう可能性があります。そんな時、火災の煙や熱を感知して、いち早く火災を知らせてくれるものが**住宅用火災警報器**です。
設置から10年以上経過しているものは、電池交換や本体交換が必要です。
この機会に、作動確認をしてみてください。



Q：住宅用火災警報器はどこにつけるの？

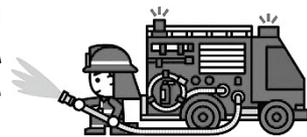
「寝室」と「寝室がある階の階段上部（1階の階段は除く。）」に設置することが義務付けられています。

〈単独型〉と〈連動型〉があり、取替える際などは、連動型への更新をおすすめしています。
連動型の住宅用火災警報器とは、1箇所の警報器が火災を感知したりして警報音や音声を発した場合、他の部屋に設置した警報器も連動して警報音や音声を発する住宅用火災警報器です。単独型より早く火災に気付くことができるので、避難する時間を確保できます。



最近の火災事例から学び、火災を予防する

平成23年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっていますが、出火原因別にみると、「電気火災」の件数が増加傾向となっています。電気は、私たちの生活に必要不可欠なエネルギーとして社会の隅々に深く浸透しています。電気や電気製品にかかわる火災の危険性を認識して「電気火災」の予防をする必要性が大きくなっています。



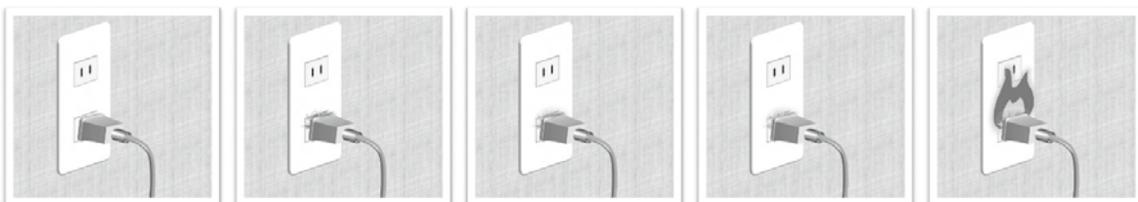
電気火災の事例を知り、火災を未然に防ごう

事例①	《トラッキング現象による火災事例》	～トラッキング現象とは～
	【火災事故の内容】 壁のコンセント付近から出火し、周辺を焼損した。 【火災の原因】 長年の利用で電源プラグが緩みコンセントとの間に隙間ができ、そこでトラッキング現象が発生し出火。	①電源プラグとコンセントの間が緩み隙間ができる。 ②隙間に埃が溜まる。 ③埃は空気中の湿気で電気を通しやすい状態に変化。 ④電源プラグの電極が蓄積した埃に触れて放電、発熱。 ⑤放電を繰り返し埃が炭化し導電帯となり、突然電極間がショート（短絡）し発火する。

～トラッキングによる火災を防ぐポイント～

- 1 電源プラグはコンセントとの間に隙間が生じないようにしっかりと差し込み、定期的に掃除してほこりを取り除く。
- 2 普段使用しないコンセントは外す。チリやホコリが溜まりにくくなり、トラッキング現象を防ぐことができる。
- 3 トラッキング防止カバーや耐トラッキング性のある電源プラグを使用する。

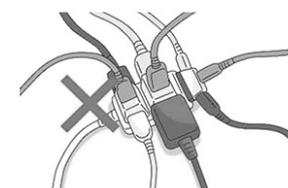
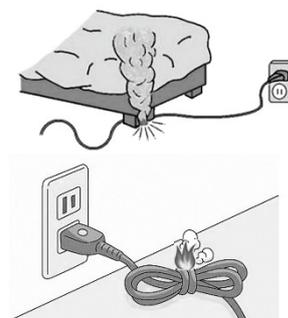
①緩む ②埃が溜まる ③湿気を帯びる ④放電を繰り返す ⑤発火



事例②	《延長コードのたこ足配線による火災事例》	
	【火災事故の内容】 木造住宅の延長コードから出火し、部屋の一部を焼損した。 【火災の原因】 延長コードを束ねた状態でテレビ、電子レンジ、電気ストーブなどを「たこ足配線」で使用していたため、束ねた部分が発熱・発火して周辺に燃え広がった。	

～たこ足配線等による火災を防ぐポイント～

- 1 電気コードの上に物を載せたり、束ねて使用しない。電気コード内の一部が切れて半断線状態となり、発熱したり、束ねた配線が熱を持ち火災になることがある。
- 2 消費電力が大きい家電製品は、たこ足配線で使用しない。
 延長コードなどは、決められた容量以上で使用すると発熱し火災の原因になる。
 ◆延長コードの定格容量：一般的には1500W
 ◆消費電力の目安：電気ストーブ1200W、電子レンジ1500W、ドライヤー1200W
- 3 古い延長コードは使用しない。延長コードの寿命の目安は3～5年となっている。
 古い延長コードは、劣化や、破損、断線している可能性があり危険。
 劣化したまま使用すると、ショートが起き火災の原因になる。



たこ足配線

消防団で活動してみませんか？
各市町に居住し、年齢18歳以上の方を募集中です。

消防団員募集中 ♪

消防団に関する問い合わせ先
～最寄りの消防署・分署～

- | | |
|-----|--------------|
| 長井市 | 0238-88-1839 |
| 白鷹町 | 0238-85-5242 |
| 飯豊町 | 0238-72-2222 |
| 小国町 | 0238-62-2154 |

職員の任用・給与・勤務時間などについて

西置賜行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和4年度の職員の給与・人数・勤務条件等について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数(各年4月1日現在) (単位:人)

区分	職員数(人)		増減数
	令和5年	令和4年	
管理者部局	8	7	1
消防機関	124	122	2
合計	132	129	3

- (注) 1 管理者部局職員数は、事務局及び養護老人ホームおいたま荘に派遣されている職員をいいます。
2 職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者並びに県、市及び公益的法人に派遣されている職員を含み、派遣されてきた職員、臨時的任用職員及び非常勤職員は含みません。

(2) 職員の採用状況(各年4月1日付け採用者数) (単位:人) (3) 職員の退職状況(令和4年度) (単位:人) (4) 再任用職員数(令和4年度) (単位:人)

職 種	令和5年		令和4年		計	職 種	フルタイム	短時間
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年				
一般行政職(消防職員)	5	10	0	0	0	一般行政職	2	0
技能労務職	0	0	0	1	1	技能労務職	0	0
			0	1	1	0	0	合計

(5) 職員採用における競争試験の実施状況(令和4年度) (単位:人) (注) 1 「定 年」→職員の定年は、60歳です。(令和4年度時点)
2 「勤 奨」→早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職することです。
3 「普 通」→自己都合による退職などのことです。
4 「その他」→構成市町からの派遣職員の退職(転出)等によるものです。

試験区分	受験者数A	一次合格者数	二次受験者数	合格者数	採用決定者数B	倍率A/B
一般行政職(消防職員)	38(1)	12(1)	12(1)	6(1)	6(1)	6.3倍

()内数値は女性受験者

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価する事項 ア 能力評価 イ 業績評価 (2) 評価期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和4年度決算)

住民基本台帳人口(長井・西置賜)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和3年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
51,101	1,630,174	40,514	971,763	59.6	59.8

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	35.2歳	279,302円	341,151円

(2) 職員給与費の状況(令和4年度決算)

職員数 A	給 与 費				計B	一人当たり給与費B/A
	給 料	職員手当	期末勤奨手当	計B		
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
129(0)	439,772	123,472	170,983	734,227	5,692	

()内は再任用短時間勤務職員

(4) 職員の初任給及び経験年数別の状況(令和5年4月1日現在)

職 種	学 歴	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	大学卒	188,100円	234,200円
	高校卒	160,800円	220,600円	247,000円	289,300円
技能労務職	高校卒	151,900円	208,400円	244,800円	279,000円

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況(各年4月1日現在)

区分	職務内容	令和5年		令和4年	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1級	定型的業務を行う職務	47人	36%	44人	34%
2級	主 任	12人	9%	12人	9%
3級	係 長	19人	14%	22人	17%

区分	職務内容	令和5年		令和4年	
		職員数	構成比	職員数	構成比
4級	主 査	21人	16%	19人	15%
5級	補 佐	18人	14%	17人	13%
6級	課 長	15人	11%	15人	12%

(6) 職員手当の状況

① 期末・勤奨手当(令和4年度)

西置賜行政組合		国
一人当たりの平均支給額	1,315千円	-
(支給割合)期末手当2.40月分(1.35)勤奨手当1.95月分(0.95)		(支給割合)期末手当2.40月分(1.35)勤奨手当2.00月分(1.00)
(加算措置の状況)職務の級等による加算措置 有		(加算措置の状況)職制上の階級、職務の級等による加算措置 有

()内は再任用職員

③ 時間外勤務手当(各年度決算) (単位:千円)

支 給 実 績	令和4年度	令和3年度
職員一人当たり平均支給年額	284	270

⑤ 退職手当(令和4年度未現在)

区 分	西置賜行政組合		国	
	勤続年数	自己都合	勤奨・定年	自己都合
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算		定年前早期退職特例措置 2~45%加算	
一人当たり平均支給額	11,428千円(令和4年度実績)		-	

(7) 特別職の給料及び報酬

区 分	年 額	区 分	年 額
給 料	管 理 者 18,000円	報 酬	情報公開・個人情報保護審査会委員 5,100円(日額)
	副管理者 12,000円		
報 酬	議 長 10,000円	行政不服審査会委員(識見) 10,000円(日額)	
	副 議 長 8,000円		
	議 員 7,000円		
	監査委員(識見) 6,000円		
	監査委員(議選) 3,000円	行政不服審査会委員(委員) 5,100円(日額)	

② 特殊勤務手当(令和4年度決算)

区 分	全 職 種
支給実績	2,169千円
支給職員一人当たり平均支給年額	20千円
手当が支給された職員の割合	85.0%
手当の種類(手当数)	2種類
手当の名称	支給対象職員 支給対象業務 支給単価
出勤手当他	消防職員他 出火・火災作業他 1回若しくは1日 240円~2,000円

④ その他の手当(令和4年度決算) (単位:千円)

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績	支給職員一人当たり平均支給年額
管理職手当	管理・監督的職員 41,500円~51,900円(月額)	8,342	556
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円加算	17,380	232
住 居 手 当	借家等 28,000円限度額(月額)	10,647	254
通 勤 手 当	交通機関利用 55,000円限度額(月額) 交通用具使用 2,500円~44,600円(月額)	12,624	105
単身赴任手当	遠隔地への単身赴任 30,000円~70,000円(月額)	360	360
休 日 勤 務 手 当	休日に正規の勤務時間中に勤務する場合、1時間当たりの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給	27,632	266
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する場合に、1時間当たりの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給	2,553	50
寒 冷 地 手 当	11月から翌年3月まで世帯等の区分に応じ7,360円~17,800円(月額)	9,040	71
管理職員特別勤務手当	災害への対処等で臨時・緊急に①週休日等又は②平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき①8,500円②4,300円を上限に支給	315	23

特別職の給与等については、西置賜行政組合特別職の職員の給与等に関する条例に規定されています。

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(1週間あたり38時間45分)となっています。

なお、消防職員、養護老人ホームおいたま荘派遣職員で公務の運営上の事情により特別の形態により勤務する必要のある職員については、別に定めることとなっています。

(2) 休暇制度

区 分	要 件 及 び 日 数
年次有給休暇	1年につき20日(最大20日まで翌年繰越可)
病欠休暇	負傷・病気のため療養する必要がある場合:必要と認められる期間
特別休暇	結婚、出産、その他の特別な事由による場合:必要と認められる期間
介護休暇	配偶者等の介護をする場合:連続する2週間から、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲で必要と認められる期間
組合休暇	任命権者の許可を受けて職員団体の業務に従事する場合:1年につき20日

5 職員の休業に関する状況

令和4年度中に、育児休業又は部分休業を取得した者はおりませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和4年度)

休職 1名

分限処分については、西置賜行政組合職員の分限の事由並びに手続き及び効果に関する条例に規定されています。

(2) 懲戒処分者数(令和4年度)

免職、停職、減給及び戒告等の懲戒処分はありませんでした。

懲戒処分については、西置賜行政組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に規定されています。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法

(1) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条により職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間中、職務に専念する義務があります。例外的に、職務専念義務が免除される場合として次のものがあります。

○研修を受ける場合 ○厚生に関する計画の実施に参加する場合 ○前記以外に、任命権者が認めた場合

(2) 営利企業等への従事制限

地方公務員法第38条により職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任その他報酬を得て事業に従事することはできません。許可される場合の主なものとしては次のものがあります。

○国等が実施する各種統計調査員になる場合 ○介護認定審査会の委員になる場合等

8 職員の退職管理の状況

○再就職者による依頼等(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2により、離職して営利企業等に再就職した職員は、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と組合との間の契約等事務にあって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること(働きかけ)が禁止されています。(規制適用除外項目あり)

当組合では、地方公務員法の施行により必要な事項を規則で定め、適正な退職管理が実施できるよう努めています。

9 職員の研修の状況

職務遂行に必要な知識や技能の向上を図るため及び専門的な知識や技能を習得するための研修を実施しています。

区 分	研 修 名	受講者数(人)
消防職員研修	救急救命士養成、県消防学校初任科、救急科、救助科、警防科、火災調査科、消防大学校幹部科、建設機械免許取得、小型船舶操縦士資格取得、ほか	69

10 職員の福祉の状況

(1) 職員の福利厚生の概要

① 保健事業の概要(主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	・ 定期健康診断(全職員対象)	西置賜行政組合
	・ 生活習慣病検診(年齢及び希望者対象)	共 済 組 合
	胃がん検診	共 済 組 合
	大腸がん検診	共 済 組 合
	肺がん検診	共 済 組 合
	前立腺がん 婦人科検診	共 済 組 合
人間ドック	節目年齢(40歳又は50歳の希望する職員)	互 助 会

② 給付事業の概要(主なもの)

事 項	内 容	実施主体
職員が死亡したとき	埋葬料	共済組合
	遺族共済年金	共済組合
	弔慰金	互 助 会
職員が傷病になったとき	・ 医療機関に支払うもの 法定給付の額	共済組合
	・ 職員に支給するもの 高額療養費	共済組合
	一部負担金払戻金	共済組合
	一部負担金補助	互 助 会
職員が出産したとき	出産費	共済組合
そ の 他	スポーツ大会助成 研修旅行助成	職員親睦会 職員親睦会

③ 貸付事業の概要(主なもの)

H30.1.1適用

貸 付 の 種 類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住 宅 貸 付	1,800万円	1.26%	共済組合
在宅介護対応住宅貸付	300万円	1.00%	共済組合

(注) 共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、職員親睦会とは消防むつみ会等をいいます。

(2) 公務災害の状況(令和4年度)

区 分	認 定 件 数		
	負 傷	疾 病	計
公 務 災 害	4	0	4
通 勤 災 害	0	0	0
合 計	4	0	4



2023年度 全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

令和5年度 防火ポスター 最優秀作品

3、4年の部最優秀賞



さとう はるか
佐藤 遙佳さん (飯豊町立第一小学校)

5、6年の部最優秀賞



さとう りつき
佐藤 律樹さん (飯豊町立第一小学校)

防火ポスターのたくさんのご応募ありがとうございました。今年度は、応募総数224点の中から最優秀賞、優秀賞、入選、佳作の作品を選考しました。最優秀賞の作品は「西置賜防災センター」に掲示しています。入選以上の作品は、「西置賜行政組合消防本部」のホームページで紹介しています。是非ご覧ください。

2023年 市町別火災発生状況

市 町	件 数	火災種別	件 数
長井市	5件	建物火災	11件
白鷹町	5件	林野火災	4件
飯豊町	7件	車両火災	0件
小国町	3件	その他火災	5件
合 計	20件	合 計	20件

2023年中の火災発生件数は20件で、前年と比較して1件減少しました。

火災内訳は、建物火災11件（前年比2件増）林野火災4件（2件増）車両火災0件（2件減）その他火災5件（3件減）となっています。

件数こそ減少していますが、春先は野火による延焼が多く発生します。火気の取り扱いには十分に注意するとともに、住宅用火災警報器の設置、維持管理をお願いします。

**火気の取り扱いには
十分注意してください!**



広報 消防にしおきたま 43号

西置賜行政組合消防本部 〒993-0042 山形県長井市平山4460

TEL 0238-88-1212(代表) FAX 0238-88-1849

【消防テレホンサービス】050-1807-3990

西置賜行政組合ホームページ

西置賜行政組合

検索

<http://nishiokitama.jp>

